

お知らせ

音楽放送の冬時間について

毎日17時に放送している音楽放送「夕焼け小焼け」は、日暮れの早まる11月から1月までの間、子どもたちの帰宅を促すため、16時に変更して放送します。ご理解・ご協力をお願いします。

☎ 7580、FAX 201602

☎ (36) 7580、FAX (20) 1602

11月は市税収納対策強化月間です

税金は市民の皆さんが健康で安心して暮らせるまちづくりのための大切な財源です。

市では、未払金の収納向上に取り組んでいます。滞納者には財産調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を執行することになります。市税を納めていない方は、早急に納付するようにお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響など、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

固収税課(2階)

☎ (20) 1578、FAX (20) 1609

ドメスティック・バイオレンス(DV)は夫婦げんかとは違います

毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

DVとは、配偶者や恋人など(過去に親密であった関係も含まれる)親密な関係にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などのことです。暴力は、その対象の性別、加害者や被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

また、子どもにとって最も安全で安心できる場所が家庭です。しかしDVが起こる環境ではその役割を果たせません。暴力をふるわれる親を、子どもが見ることは児童虐待にもなります。この運動期間をきっかけに、パートナーに対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

【相談窓口】

千葉県女性サポートセンター

☎ 043(206)8002

※24時間対応

長生健康福祉センター

☎ (22) 5565

※9時～17時(土日・休日除く)
く)面接相談要予約
子育て支援課(2階)

☎ (20) 1573、FAX (20) 1610

※8時30分～17時15分

(土日・休日除く)

子育て家庭相談室(2階)

☎ (23) 5500、FAX (20) 1610

※8時30分～17時15分

(土日・休日除く)

体罰等によらない子育てを 広げよう!みんなで見 を支える社会に



189 (いちはやく) 知らせて守る こどもの未来
▲令和2年児童虐待防止推進月間の標語

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されています。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、時としてその命を奪うなど、子ども自身の発達や人格の形成に、重大な影響を与えます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

なぜ体罰はいけないの?

体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。これは科学的にも明らかになっています。

しつけと体罰はどう違うの?

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

体罰等によらない子育てのために、まずはご相談ください!

子育てを担うことは大変なことです。子どもに腹が立つたり、イライラしたりする場合は、子育て中の保護者の多

くが経験するものです。子どもを育てる上では、子育て相談窓口の利用や支援(ファミサポート等)を受けることも必要です。

養育や育児に関する悩みなどを、誰にも話せずに一人で抱えていませんか?どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】

子育て支援課(2階)

☎ (20) 1573、FAX (20) 1610

子育て家庭相談室(2階)

☎ (23) 5500、FAX (20) 1610

狩猟期間が始まります

狩猟期間は、11月15日から2月15日までです。

狩猟者はマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。また、器具等の消毒、泥の洗い流し等、CSF(豚熱)の感染拡大防止にご協力をお願いします。

野外で活動する方は、目立つ服装をしたり、ラジオなど音の出る物を携行するなど、安全対策を心掛けてください。

固長生地域振興事務所

☎ (26) 6731